

女性の労働と子育ての社会的基盤に関する史的研究 1

—農村季節託児所の発達経緯と新潟県における地域的取り組みの動向—

渡 邊 洋 子

はじめに — 問題の所在

近年、女性の晩婚化・晩産化が進み、合計特殊出生率が低下し続ける中で、「エンゼル・プラン」など行政の子育て支援にむけた取り組みが、ようやく始まっている。

そこでは、「少子化」が、女性たちのライフコースや意識の変化との関わりで理解されるようにはなってきたものの、「少子化問題」が同時に、日本社会が「子産み・子育てしにくい社会」であること、すなわち日本社会が「子育て環境」として決して望ましい状況にはないことを告発するものであることは、十分に認識されていないように思える。

地方都市においても、都市化、核家族化のなかで、地域での子育ては、ますます困難なものになってきている。働く母親、共働き家庭の子育てについては、まず、育児休業の完全実施や職場での諸権利の十全な保障に加え、保育所の整備・充実（延長保育、乳児保育、病児保育など）や学童保育の拡大・整備などの制度上の課題が山積している。

だが同時に、地域的なつながりが希薄化した現在では、特に核家族の共働き家庭への日常的でインフォーマルな形でのサポート体制、ないし相互サポート体制（気軽に子どもを預かる・預かりあう、悩みの相談にのる・相談しあう、共働きの子育ての知恵や工夫を伝える・伝え合う、一緒に子どもたちの成長を見守る、子どもの活動を組織し大人もともに楽しむなど）も、以前に増して重要な意味を持ってきたと考えられる。

さらに、「密室育児」や育児・子育てをめぐる物質的・精神的サポートの貧困さが、専業主婦の母親たちを地域で孤立化させ、焦燥感やストレスをためこむ背景となっている。子どもを「他人に預ける」ことを極度に嫌う一方で、24時間体制の育児・子育てに疲れ果て、「子どもから一時でも離れたい」と切望するという矛盾した状況に身を置く母親も、少なくない。そこでは、各々の女性が、自己形成の中で内面化してきた「母性神話」「3才児神話」(註1)から解き放たれ、規範としての「いい母親」への執着から脱却し、子どもと自分との「いい関係」づくりに向けて一歩踏み出すことが、重要な意味を持つてくる。

そのためには、まず、信頼できる「他人」(保育者、地域の人々)と出会い、自分の子どもと一緒に育ててもらふこと(時には他の人の子どもと一緒に育てること)によって、子

育てを開かれたものにしていく必要がある。親自身が一人の人間として、どのように生きていきたいのかを、冷静に見つめる物理的・精神的余裕が生じて初めて、「自分だけのものではない」子どもに対して、どのような関係を作り上げていきたいのかを、冷静に考えてみることができるのではないか。また、子どもも、親も、開かれた人間関係のなかで、様々な人々と関わる中で成長しながら、のびのびと生きることが可能になるであろう。

本研究は、このような子育ての現状と課題を踏まえ、主に働く女性の育児・子育ての問題を念頭に置きながら、地域の中での子育ての社会的基盤をどのように構築していくべきかを考えようとするものである。地域の子育て支援については、「子育て広場0123吉祥寺」(註2)のような新しいタイプの施設の構想も重要である。だが、ここではまず、全国各地の地域の発展史のなかで展開された共同的な子育て事業である「季節託児所」に着目する。地域の特色や子育て風土に根ざし、住民の生活に密着しつつ、戦前・戦後、農村中心に発展した季節託児所の経緯と実態から、地域の子育てにむけた示唆を得たい。

1 季節託児所とは何か

季節託児所は、農繁期託児所とも呼ばれる。また戦後は特に、単なる「託児」でなく「保育」施設であるという基本姿勢を明確にするため、「季節保育所」という言葉が用いられてきた。本論では、戦前・戦後を含むより広い概念として「季節託児所」を用いたい。

季節託児所は、年間を通じて、開かれている常設託児所とは異なり、一年のうち、農繁期にあたる一時期にのみ、臨時に開設されたものである。大正期は、社会事業における貧民救済策の一つとして着手され、昭和初期には農村更生事業、さらに戦時期には国民厚生事業の一環として、その設置が推進された。このように、戦前の季節託児所は「国策」としての位置づけが明確である。

だが、それは「上からの」一方的な押しつけと言うよりは、農村の生活実態に即し、その生活課題に対応する方向で、農村の労働力や共同体意識が国家に吸い上げられていくプロセスでもあったと考えられる。ゆえに、この時期の季節託児所の設立・運営のありようは、国策の意図や方向性と、地域住民の生活や意識の実態とのずれや緊張関係のなかで捉えていく必要があろう。

季節託児所には、敗戦を機に閉鎖されたものと、そのまま定期的に開設され続けたものがあるが、その割合などについては、まだ明らかでない。だが、閉鎖された地域でも、戦後の復興のなかで、地域住民の強い希望によって再開された事例が少なくないようである。そして、その要望は、高度経済成長期の始まりによって、さらに切実なものとなっていった。1960年代～70年代にかけて、季節託児所の設立は、新たなピークを迎えている。そして、「保育所王国」と呼ばれる新潟県では、これらの季節託児所の多くが、後に常設保育所に移行し、さらに現在の公立・私立認可・無認可保育所として機能するようになってい

るのである。

桜井慶一は、「戦前期農繁期託児所」について、その「成立、発展の展開過程は、戦時ファシズム体制を積極的にになっていった戦時期社会事業の一典型であり、厳密な批判的検討がなされなければならない」としながらも、「同時にそれが、地域の実情に応じた大衆的な保育施設として当時の人々に一定受け入れられ、人々の集団保育観を変革し、普及した史的意義も、戦後保育史との関連の下で、正当に位置づけることを怠ってはなるまい」と、その意義を強調している。

特に、その集団保育観の変革については、初期の「農繁期託児所」が、多かれ少なかれ、「育児は家庭で」行うもので、「託児所は我が国の醇風美俗の家庭観をこわすもの」という意識とたたかうことを強いられた事実を指摘し、新潟県三島郡大栄寺託児所の沿革（「託児所ヲ開設シ主トシテ乳児ヲ扱フ爾来揶揄、嘲笑、嫉視、防害ノ中二年ヲ送ル、漸ク受託児ノ多キヲ加フル」）を例として挙げている。

さらに、桜井は、次のようにも指摘している。

一般的な児童保護、集団保育体験に加えて、農繁期託児所が地域の乳幼児の全てを対象としたことは、託児（保育）所が救貧施設でないことを当時の人々に広く認識させる効果があった。それは戦後の児童福祉法の理念へとつながる意識改革を先駆的に果たしていたとも高く評価できるのである。（註3）

2 戦前・戦後の季節託児所をめぐる全国的動向と政策展開

(1) 昭和初期にいたる動向

1890（明治23）年、箕雄平が鳥取県気高郡美穂村下味野に「下味野村子供預り所」を開設したのが、全国初の季節託児所である。2番目は、桜井によれば、この19年後に設立された新潟県北蒲原郡五十公野村の同村託児所であった。同託児所は、「幼児の保護をなしつつ出席せしむる」[「子守り学校」と同様の趣旨をもつ「就学奨励託児所」]である。すなわち、一般の季節託児所の開設期間が「農繁期」だけに文字通り限定され、20日間程度の比較的短期間であったのに対し、開設期間が一期約70日程度と長く、農繁期の前後を通じて就学促進の役割を果たそうとするものであった。

農繁期を中心とした季節託児所が全国各地に開設されるようになったのは、第一次世界大戦後の農村不況と、それに伴う小作争議が激化してくる大正末期以降である。

大正末期以降の全国の季節託児所数の推移は、表1の通りである。

農村問題が深刻化を増す1930（昭和5）年以降、季節託児所の設置には、「農村更生事業」の一環として、国から「就学奨励金」が交付されることになった。地主と小作との階

表1 戦前の全国の季節保育所、常設保育所数

年	季節保育所数	常設保育所数
1924 (大正13)年	48ヶ所	147ヶ所
25 (14)年	130	265
26 (15)年	268 (138)	312
27 (昭和2)年	549	不明
28 (3)年	921	365
29 (4)年	1,428	419
30 (5)年	2,519	482
31 (6)年	3,600	567
32 (7)年	4,800	不明
33 (8)年	5,745	634
34 (9)年	7,500	956
35 (10)年	不明	879
36 (11)年	不明	874
37 (12)年	11,447 (11,363)	885
38 (13)年	18,204	1,495
39 (14)年	20,182	不明
40 (15)年	22,758	1,522
41 (16)年	28,357	1,718
42 (17)年	31,064	—
43 (18)年	37,629	—
44 (19)年	50,320	2,184

(桜井『現代地域保育制度の研究—現状と課題—』25頁表(2)より。なお、カッコ内の数字は、日本保育学会編『幼児保育史』(全六巻)の記述における数字であり、同表と一致しなかった場合のものである。)

級対立を緩和し、農業の生産性を向上させる必要性を背景に、従来の「児童保護」「就学奨励」「母性の産業能率向上」に加え、「農村教化」「隣保親善」といった観念が、その目的として登場してきたのである(註4)。

1933(昭和8)年に財団法人中央社会事業協会が行った季節託児所調査によれば、一番多い県が兵庫県735ヶ所、ついで山口県の481ヶ所、そして三重県の423ヶ所であり、100ヶ所以上の県が18もあった。経営主体は、85パーセントが私営であり、その中でも、寺院や愛国婦人会などの団体による設立が圧倒的に多かった。公営も、多くは寺院や愛国婦人会との協力によるものであった。経費は、平均1ヶ所あたり64円73銭のうち、道府県および市町村の補助は22円26銭にすぎず、寄付金その他に依存していた。

季節託児所の主な形態は、寺院、神社、小学校、公会堂などに開設され、ブランコ、すべり台、シーソー、砂場などが作られ、絵本や遊具などが用意され、保育担当者には住職とその妻、婦人会幹部、小学校女教員などがあたり、保育料が無料である、というようなものであったが、実際の内容はきわめて多様であったという(註5)。

(2) 『季節保育所施設標準』(1935年) にみる季節託児所像

この調査に先だつ1932(昭和7)年7月、財団法人中央社会事業協会は、自らが主催する「全国隣保事業並保育事業協議会」の議決で設置された保育事業研究委員会において、以下のような「季節保育所施設標準」を作成・発表した。

季節保育所施設標準

一 目的

季節保育所は地方産業の繁忙期に於て手不足なる家庭の乳児及幼児を受託し之を保護すると共に母親其の他家族の労働能力を高め延いては農山漁村に於ける生活の向上を図るを以て目的とすること

二 経営主体

経営主体は市町村、各種団体、私人、又は其の連合の何れを問はざるも市町村経営の場合は成る可く各種団体、私人に施設を委任すること

三 開所及閉所の手続

季節保育所の開閉に就ては其の都度当局に報告するを可とす

四 設置場所

其の目的に存する所に鑑み左記事項に注意して市町村に成る可く多く分散的に設置するを可とす

- (一) 乳幼児の集合に便なること
- (二) 危険の惧なき場所たること
- (三) 衛生上風紀上弊害なき場所たること

但し地方の事情に依り適当なる位置を望み難き場合は受託児童の送迎其の他に特別の配慮を為すこと

五 設備

特別の建物設備を有せざる時は小学校、同分教場、神社、寺院、教会、公会堂、青年会館、其の他適当なる場所を工夫の上利用すること但し成る可く次の設備を具へ能ふ限り自然の利用に努むること

- (一) 相当の広さを有する運動
- (二) 雨天又は食事午睡のための部屋
- (三) 楽器、遊戯具及び運動具、恩物、食器、寝具、衛生用具等

六 従事員

季節保育所に於ける従業員の選定は事業の効果を挙ぐる上に至大の関係あり従事員としては主任者の外保姆及助手を置き別に囑託医師を置くの要あり

主任は斯業に相当理解ある者を選び保母には女子青年会其の他婦人団体の幹部にして成る可く保育上の知識と経験ある者を以て之に充て且つ小学校其の他の女教員の協力を求むること

七 受託児童

乳児及び幼児を原則とするも必要に応じて低学年児童をも受託すること

八 開設の時期及び期間

地方の事情に依り適当に之を定むること

九 保育の実際

- (一) 乳幼児を単に受託するに止らず其の身心の發育に留意すること
- (二) 乳児と幼児は其の取扱ひを區別すること
- (三) 乳児にありては成る可く人工栄養を避け適當なる時間に母親をして来所授乳せしめ幼児にありては給食を為すを可とすること
- (四) 保育方法は常設保育所に準じて可なり
- (五) 保育時間は保護者の勞務の実状に応じて適当に之を定むること
- (六) 保母一人宛担当数は乳児にありては約五人迄幼児にありては約二十人迄とするを可とす
- (七) 入所前医師の健康診断を行ひ開設中は個々の健康状態に就き常に注意を怠らざること
- (八) 危険防止並安全施設に就き考慮すること

一〇 経費

季節保育所の経費は経営主体並び保護者の醸出する金品市町村費及府県、国、其の他後援団体よりの奨励金を以て之に充つこと（註6）

同協会社会事業研究所は翌1934（昭和9）年、季節託児所づくりの手引きとして、この「施設標準」に同研究所の手による「季節保育所実施参考」を加えた冊子『季節保育所施設標準』を作成した。さらに翌35年7月、「其ノ内容ノ一部ニ改訂増補ヲ行ヒ、以テ実務者ノ便ニ供セントスルモノ」として、「実施参考」部分を詳細に加筆・修正した新たなパンフレット『季節保育所施設標準』（同名タイトル）を刊行している。

改訂増補された「季節保育所実施参考」の具体的項目は、「設備に関する参考」「経営に関する参考」「保母の心得に関する参考」「衛生に関する参考」に分かれている。この時期の同協会の実態認識と季節保育所像を考察するために、この内容を項目ごとに見ていきたい。

①「設備に関する参考」

ここではまず、「施設標準」五「設備」に関わって、季節保育所は普通の民家でも開所

できること（少人数や乳児の場合に「適当」）、小学校は設備上「最も適当」だが乳幼児の利用には「相当の工夫を要する」こと、「寺院、協会がこの方面の仕事に使用せられるとは、いわゆる宗教の社会的進出の意味から」も「建物経済の立場から」も「誠に望ましい」ことが述べられている。これらの記述は、季節託児所の設立を奨励するために、「施設標準」の柔軟な解釈を示そうとしたものと思われる。

次に具体的な「設備」として、乳児・匍匐児の場合には、乳児室・匍匐室・授乳所、幼児の場合には、運動場・遊戯室・保育室・湯呑所・洗面所・洗足所・便所・午睡室が挙げられ、各々に工夫・留意すべき事項が付されている。

また「用具」は、乳児・匍匐児では、寝台・運動用乳母車・おむつ棚・告知板・医療器具・薬品・その他が挙げられ、各々の留意事項が付されている。医療器具や薬品の欄には、常備品のリストが掲載してある。これを見ると、乳児・匍匐児の「保育」については、何よりも養護的な側面の保障が目指されていたことがわかる。

他方、幼児の「用具」は、「遊具」「保育用具」「事務用具」「其の他の用具」に分かれ、多岐にわたっている。「遊具」としては、ブランコ・「滑台」・砂場・綱・小旗・「毯（大小）」が、「保育用具」として、楽器（ピアノ、オルガン、蓄音機）・「楽譜及唱歌遊戯集」（具体的名称が9冊挙げられ、そのうち「二三種位は備えたい」とされる）・「積木」（手作り）・絵本（「強いて新しきものを要せず」「コドモノクニ」「キンダーブック」「子供の友」等）・紙（色紙か新聞紙・広告紙など）・「書き方用具」（書用紙、書帳、黒板、クレヨン、鉛筆等）・粘土・鋏・玩具（人形、ままごと道具、楽隊用具、紐、豆、小石、鑽石、貝殻、柿の種等）が挙げられている。

これらの事項は、一方でこの時期の幼稚園で一般的とされた「遊具」「保育用具」と比較しながら捉える必要があるし、他方、当時の農村生活の実態と対照させて、どの程度が入手・整備可能であったのかを、検討することが必要であろう。

事務用具としては、「受託児名簿」「出席簿」「事務日記」「保育日記」「金銭物品出納簿」などが挙げられている。

このほかに、「参考書類」（「季節保育事業に関する小冊子」として、『幼稚園雑草』（倉橋惣三）、『幼児に聞かせるお話』（日本幼稚園協会編）、『幼児の楽しむ話』（同）、幼児の遊ばせ方（坂内ミツ著）、『手工テクスト』（ト部たみ監修）、『新教育家年中行事講話』（朝原梅一著）、『年中行事講話資料』『新選日本年中行事講話』（以上高橋梵仙著）『保育事業と農繁記覽所』（山中六彦著）、「イソップ、グリム、アンデルセンの各物語」が挙げられている。

②「経営に関する参考」

この項目では、農村に季節保育所を初めて設立・運営する場合の実際的問題に言及している点で、中央社会事業協会の実態認識と季節保育所像を具体的に読みとることができる。

具体的には、「準備に関する心得」「従業員心得」「管理及実務心得」「閉所に際しての心得」「其の他」に分けられ、各々についての現実に即したアドバイスが掲げられている。

「準備」では、季節保育所の設置について村の有力者の理解を深め、その設置を促すために、「先づ各村内の主なる人々に開設の趣旨並び事業の必要を理解せしめること」「地方産業の繁忙を他所に見ぬ親切心さえあれば誰にでもできる仕事であると思はしめること」「既に前から実施して居る所の様子を二三の有志をして観察せしめること」「他町村に於ける季節保育事業の効果及び其の利益を説き聞かせること」「開設の労を取るべき中心人物（神官、僧侶、牧師、方面委員、社会事業家、小学校長）を前もって物色し置くこと」の五項目が挙げられている。

あとの四項目は、そこでの「府県当局（者）」の役割と自覚に関するもので、「町村民福祉の増進上保育所実施の希望を有することを周知せしめ」「保育所に関する講習会を開き其の発達を促進し」「奨励金、補助金の準備を有する場合はこれを一般に承知せしめる」ことが挙げられており、「慈善救済の意味でなく隣保相扶、奉仕協同の作業たる観念を持つて出発す」べきことが明記されている。

次に「従業員」については、「大切な子供を預かるのであるから万事充分の注意を払ふこと」「常に自信を以て事に当り詰まらぬ批評や非難に心を勞し目的の遂行を誤らぬこと、一時的の仕事と思はず、これにより受託児童の心身発育を促し、延ては地方民の生活を向上せしむる重要な施設であることを理解すること」の三項目が挙げられている。

「管理及実務心得」では、備品消耗品の節約、「人夫賃等」の節約（青年団員の奉仕作業への期待）、製菓会社等が配布する広告用の手旗・紙風船や宣伝ビラの活用など、経費節減に関わる3項目、「手工出来上り品」を装飾用品に代用する工夫、事務日記、金品出納簿、保育日記の詳細な記載と各種資料・保育用具の常時の整理を奨励する2項目のほか、季節保育所の開設側と利用者側の認識・実態および両者の落差を理解するのに興味深い、次のような11項目が挙げられている。

それらは、「成る可く付添の子守、兄姉は謝絶する方針をとること」（「託児が保姆になじまなかつたり又おやつを目当に来る子供がある」ため）、「人手の少ないのも困るが余り多すぎても困る（婦人会の催しなどにこの弊が多い）」、「主任保姆は開所中変更せず保姆中一人は必ず楽器を扱ひ得るものたるべきこと」、「奉仕事業たる性格上余り長期に涉り関係者を倦怠せしめぬこと」（5日は短か過ぎ、一週間か10日が適当、二週間以上の場合には「従業員の選任等」に「十分留意」する）、「所定の開所時間、日限、日数に拘泥し肝心の必要期を逸せぬやう注意すること。田植えは天気次第のものであるから予定の期間の役に立たぬ場合が多い」「全て儀式的のことは控目にし、殊に開閉の時に、シルクハット、モーニング、白襟紋服、祝辞の行列等に依つて子供や親たちを倦怠させぬこと」、「平常着のまま出所せしめること。又清潔なエプロンを用意しておく事が望ましい」「受託者には各々名前記

入の徽章又は白布を胸に懸けさせること」「その日その日の出席者を確実に知り置くこと」
「強風雨等のために田植え休みの時はむろん開所せぬ事。但し誰か一人所内に留守居をすること」である。

「閉所」に関しては、事物の処理や後片づけ、報告書等の書類提出の件の他、「慰労をかねた協議会を開き従業員相互の感想経験を語り合ひ来る年の計画を立つる事」「受託児の家庭へは受託状況の概要を報告し金品の寄付先及関係方面へ事業の概要並び各種支出の報告」を行うこと、の4項目が挙げられている。

「其の他」には、「参考のため」の保育時間割の「一例」(表2)に加え、東京市衛生試験所栄養試験部が作成した、農村(春・秋)用・漁村用(春・秋)の計4種類の給食献立例(各7日分、材料・分量・調理法を記載したもの)の表が掲載されている。

表2 保育時間割参考

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	順序
退所	退唱所 歌 挨拶	自由遊戯	間食	自由遊戯	昼食	自由遊戯	遊戯・手技	間食	点検	唱歌・お話	沈黙	朝礼・唱歌	自由遊戯・洗足・洗手	事項
同 四時二〇分	同 四時一〇分	同 二時一〇分	同 一時四〇分	午後〇時四〇分	正午	同 一時五〇分	同 一時二〇分	同 九時五〇分	同 九時三〇分	同 九時一〇分	同 九時七分	午前九時	登所より	着手時間
	一〇分	一時間	三〇分	二時間	四〇分	一時間一〇分	三〇分	三〇分	二〇分	二〇分	三分	七分		所要時間
		退所準備を含めて	洗手、遊戯も含めて	眼、耳の手入、爪切りをするもよし										備考

「保育時間は地方の実状により必ずしも一定し難い、右表は参考のためその一例を示したに過ぎぬ」

③「保姆の心得に関する参考」

「保姆の使命」と「保姆の心得及び受託児の取扱い方」に分かれている。この箇所は現在の「保育者」にも共通する要素と、当時の季節保育所特有の要素とを兼ね備えているという意味で、興味深いため、以下に全文を引用したい。

一、保姆の使命

保姆は母親になり代つて乳幼児の心身を養護する重大責任者である。

真の保姆は、賢明なる慈母の精神と、誠実なる女子の心意と、豊かなる童心と、更に凡てを包む「慈愛」を有せねばならぬ。

母親は子供を愛する。しかしながらただそれだけではない。子供も又母親を愛するのである。愛し愛されて師恩の保育の使命が達成される。

一、保姆の心得又受託児の取扱ひ方

- (一) 保姆は受託児を母の心を以て取扱はねばならぬ。
- (二) 保姆は受託児より敬愛されねばならぬ。
- (三) 保姆は豊かなる童心の持ち主でなければならぬ。
- (四) 保姆は常に朗らかでなければならぬ。
- (五) 保姆は受託児に対して凡てのことに就き十分注意を払はねばならぬ。
- (六) 保姆の服装は質素を旨とし、態度、言語等苟めにも保護者に気兼ねをさせる様なことがあってはならない。
- (七) 受託児の名は出来るだけ早く覚えるやうにしたい。受託児は其の名を呼ばれる事によって保姆になつて来る。家庭での呼び名がよい。
- (八) 受託児が過ちをした時無暗に叱つてはならぬ。叱る前に其の原因を考へそれを取除くやうに心懸けたい。
- (九) いかなる出来事にも慌ててはいけない。落ち着いて其の処置を考へたい。
- (一〇) 受託児が一つのことに飽きた時直ぐ次のことを与へる用意がなければならぬ。
- (一一) 一人の受託児のために全体を忘れてはならぬ。同時に全体のために一人を忘れてはならぬ。
- (一二) 受託児の過ちは出来るだけ他の受託児に知らせぬやうにしたい。
- (一三) 一人の受託児のよい癖は他の受託児にも習はせるやうにしたい。又一人の受託児の悪い癖は他の受託児に見習はせぬやうにすると共に其の受託児の悪い癖をも直すやうにしたい。
- (一四) 新入生は必ず全体に紹介する。
- (一五) 画一的な考へを排して出来るだけ創作的に受託児を導くやう心がけ度い。子供のいたづらは彼らの創造的本能の表はれである場合が多い。無暗に叱るばかりが能ではない。

④「衛生方面に関する参考」

ここでは、「入所児の身体検査」「受託中の注意」「その他」に分けた注意事項が挙げられている。

「身体検査」は、身長、体重などの一般検査や伝染病等への対処法が、「受託中の注意」に関しては、登所児の「発熱の有無」や発疹をめぐる判断基準から、子どもに見られる主

な病気・けがへの対処や応急処置の方法が簡単に説明されている。「その他」には、回虫・蟻虫駆除、偏食の矯正、歯磨き・手洗いの習慣、爪を切ること、便所の消毒、飲用水の事前検査、伝染病対策の消毒（「季節託児所は伝染病を媒介する」という非難を重視して）などが、挙げられている。

以上のように、中央社会事業協会は『季節保育所施設標準』を通し、季節託児所の設置・運営の具体的手続きおよび留意事項を示した。社会事業関係者に問題意識を喚起するとともに、その実際について具体的イメージを提示し、地域レベルでの普及・振興を推進しようとしたのである。この時期の季節託児所の実際について、農民側からの資料を得ることは難しいが、「農繁期託児所は農民生活の利益にとって大きな意味を持っているにもかかわらず、農民の間にはそれほど農繁期託児所への関心はたかまらなかった。それは農繁期託児所の内容が農民の育児観や農民の生活とかけはなれたものであったからだといえよう。」（註7）との指摘もある。

(3) 日中戦争以後の季節託児所政策の展開

日中戦争が始まると、季節託児所の性格も戦時ファシズム体制の一翼としての性格を強めていった。初期の「児童保護」「就学奨励」といった観点は次第に後退し、「銃後対策」としての側面が前面に出てきたのである。

1938（昭和13）年度から、戦時厚生事業が正式に開始され、国家総動員体制のもとで、季節託児所は、さらなる発展の段階を迎えた。

同じ時期、農会や産業組合を中心に、「農村共同化運動」が始まっている。そこでは、生産の合理化を第一の柱とする「共同作業」、および、その徹底化を目的とする生活の合理化に位置づく「共同炊事」「共同託児」を三大柱として展開されたのである。

季節託児所での「共同託児」は、母親の農業労働の間、乳幼児が事故や疾病の危険にさらされることから「未然にまもる」ための「乳幼児保護」の手段と見なされた。公営は一割強と依然として少なく、宗教団体や愛国婦人会など婦人団体が開設したものが多かった。開設期間は、10日間か1週間、または5日間というような短期間が「絶対多数」であった。また「保姆」としては、国民学校の教師や保健婦の貢献が大きかった（註8）。

1941（昭和16）年に、大日本青年団、大日本連合女子青年団、および少年団体を統合・吸収して成立した大日本青少年団本部は、「共同炊事」および「共同託児」の普及を目的とする「託児所開設運動」に寄与するべく、「都市女子青年農繁期勤労奉仕」の実施を決定した。同年11月、同本部は、都市の女子青年団員百人余りを動員して、埼玉、千葉、神奈川の各県計17村において、試験的に同事業を実施している。

同本部編『農村にひらく花—女子青年奉仕記録—』には、「予想外の好成績と幾多の貴い経験を得た」同運動の「実施の詳細なる経過と、今後地方に於て開設せんとする者への

注意、諸統計及び奉仕女子青年の生活記録」が、掲載されている（註9）。

1942（昭和17）年に厚生省は、次のような「季節保育所設置補助要綱」を出して、安価な設備と少ない人手で、なるべく多数の子どもの面倒を見ることを奨励した。

季節保育所設置補助要綱（抄）（一九四二年度）

第一 満三歳未満の乳幼児を含む季節保育所にして左の各号に該当するものを設置せんとするときは予算の範囲内に於て国庫補助金を交付すること。

- 一、市町村の経営するもの又は地方長官に於て確実なりと認める団体若しくは個人の経営するもの
- 二、満三歳未満の乳幼児一日平均十人以上を保育するもの
- 三、保育時間は土地の状況に依り真に労力不足の緩和と乳幼児の健全なる育成に実行を収め得べきものにして保育日数は特別の事情なき限り一回十日を下らざるもの
- 四、保育期間中なるべく一回以上医師の健康診断を行ふもの
- 五、保育従事者中乳幼児の保育に経験ある者一名以上を有するもの
- 六、創設後毎年引続き開設する見込みあるもの

第二 国庫補助金は道府県が第一に掲ぐる季節保育所の創設費にして左に掲ぐる物品購入費又は建物設備費に付支出する道府県の補助金に対し道府県に之を交付すること但し別に国庫より補助金の交付を受くべき場合は此の限りにあらざること

- 一、毛布、枕、蓆、襪、襦袢、嬰兒籠又は嬰兒用簡易寝台等
- 二、哺乳瓶、乳首
- 三、洗面器、バケツ
- 四、黑板、飯台、食器
- 五、乳幼児用玩具類
- 六、応急薬品

道府県前項に掲ぐるもの以外の物品の購入費に付支出する道府県の補助金に対し国庫補助金の交付を受けるときは其の理由を具し予め協議すること

第三 国庫補助金の額は一施設当平均参拾円を限度とすること（以下省略）（註10）

さらに、1943（昭和18）年には、「生産増強」という至上目的にそって、農村では季節託児所、都市では戦時託児所の設置が積極的に打ち出され、非常設託児所数は急増した。そこでの施設設備や保育者は、全体として間に合わせのであった。例えば、同年3月の茨城県の季節保育所保姆養成講習会の121名の講習生は、ほとんどが「素人」で、「保育所を見た事も無い人達」であったという。これらの人々がわずか2日半の講習会で得た知識をもとに、自分の村で保育所を開設する責任者として「伝達講習」をも期待された。一地

域一ヶ所主義をとった愛知県では、「婦人会員，都市青年団員の勤労奉仕，女子中等学校の生徒の保育実習等」によって保育要員をまかなわねばならなかったという。

このような動向の中で，季節託児所を慈恵的なものに終わらせず，村全体の生活の共同化の一環として位置づけようとする試みも，少数ながら存在し，戦争末期に至るまで続けられた。木下龍太郎は，この試みを，以下のように紹介している。

その一つは，恩賜財団母子愛育会が厚生省の援助のもとで行った「愛育村」運動である。愛育村は，正しい育児知識を農山漁村に普及させ，乳幼児死亡率の提言や子どもの心身の健康増進をめざして，村内の婦人が組織する愛育班を中心に，母子の教化や養護をはかる諸事業が総合的に実施される村を意味した。「愛育班」の「班員は時々講習を受け保健育児に関する知識を高めると共に，乳幼児又は妊婦の健康診断の際には，その助手として働き，農繁期託児所の開かれる場合には，その世話役ともなる」とされた。この「愛育村」は，全国各地に普及し，その数一千を越えた。

また浦辺史は，「民主的指導者のいる町村，例えば秋田県平賀郡旭村」などでは，農作業の共同化と共に「共同保育・共同炊事・共同風呂等の生活共同化」が行われたと指摘している。旭村のばあいは，すでに鈴木暢子らによって日中戦争以前から，農民の生活と文化の向上を視野においた農繁期共同保育所の経験が積み重ねられていたのである（浦辺史『日本保育運動小史』）。

しかし，戦時下でのこれらの先進的な試みは，農村の生活を援助し，母子の心身を守るためのヒューマンな努力であったにせよ，他面で国民を死に追いやる戦時体制に協力しそれを一層強化する役目を担うことによつてのみの存在をゆるされたのであった。

(註11)。

(4) 戦後の季節託児所の位置づけと発展

1947(昭和22)に児童福祉法が制定されると，公立の常設保育所の数は，かなりの速度で増加したが，1953年以降，伸び悩みを見せた。農山漁村の場合，保育所は相対的に少なく，自治体財政の貧しさと関係して公立保育所の設置は一層困難となる。このため，厚生省は，児童福祉施設の保育所には該当しないが，特別の保育対策として「季節保育所」(1953年度)と「へき地保育所」(1961年度)を認め，運営費の三分の一を補助することになったのである。

1957(昭和32)年5月，次のような厚生次官通知の「季節保育所設置要綱」が出され，これを根拠に補助を受けることになった。だが，保育所の施設，設備，運営などを規定する最低基準を下まわるものであったため，これによって問題が解決されたわけではなく，無認可であることに変わりなかった。

季節保育所設置要綱（昭和三二年五月八日，厚生省発児五三各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生事務次官通知）

第一 目的

農繁期等地方産業の繁忙期において，保護者の労働のため保育に欠ける乳幼児に対し必要な保護を加えて心身共に健やかに育成し，あわせてこれらの福祉増進に資することを目的とする。

第二 設置基準

- 1 季節保育所の設置主体は，市町村（市町村が其の運営を委託する場合を含む。）とすること
- 2 開設期間は，原則として一か所につき二〇日間とすること。
- 3 入所児童については，乳幼児を原則とするが，必要がある場合はその他の児童をも入所させることができること。
- 4 入所児童は，一か所につき，三〇名以上（乳幼児の収容延人員を開設日数で除した児童数）とすること。
- 5 入所の設置は，市町村が行うこと。
- 6 設備及び運営については，児童福祉施設最低基準（昭和三十二年十二月二十九日厚生省令第六十三号）の精神を尊重すること。
- 7 入所児童の保育に従事する者（以下「保育従事者」という。）は，原則として保母の資格を有するものでなければならないこと。ただし，やむを得ない場合は，代用保母の認定を受ける資格を有する者（児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令（昭和三十五年厚生省令第三号）第二条第一項の各号の一に該当する者）及び保母試験の受験資格を有する者（児童福祉法施行規則（昭和三十二年厚生省令第十一号）第四十条各号の一に該当する者）又はこれらに準ずる者であって児童の保育に適する者をもって充てること。

第三 国庫補助の要件

- 1 季節保育所に要する費用は市町村が支弁するが，都道府県は市町村の支弁した費用の三分の二以内の金額を補助すること。ただし，都道府県は，地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に対しては補助しないものであること。
- 2 国は，予算の範囲内において都道府県が補助した金額の二分の一以内及び指定都市の支弁した金額の三分の一以内の金額を，それぞれ都道府県及び指定都市に対し補助するものであること。
- 3 国の補助する費用算定の基準額は，別に定めること。

第四 国庫補助金申請交付等の手続

1 国庫補助金申請等の手続きは、別に定めること。(註12)

これをうけ、農村の季節託児所は再び、新たな時代を迎えた。季節託児所数は、1963(昭和38)年には、7,000ヶ所に及んだが、産業構造の変化による兼業農家や出稼ぎ農家の増加(「三ちゃん農業」や「二ちゃん農業」の出現)を背景に、1971(昭和46)年に、5,000ヶ所へと減少している。さらに、70年代には、季節託児所は、へき地保育所とともに、減少の一途をたどった(註13)。

3 戦前の新潟県における社会事業と季節託児所の実際

(1) 季節託児所の発展前史

① 明治・大正期の託児事業をめぐる状況

桜井慶一は、明治30年代以降の全国的な「子守学校」の普及を背景に、新潟県内では小学校付設の就学奨励託児所が、昭和初期までに計12ヶ所、設立されていことを明らかにしている。一般の「農繁期託児所」は開所期間が20日程度であったのに対し、これらの大半は、春と秋に各々60日～90日前後、開所された(註14)。この就学奨励託児所は、子守児童の就学保障を第一目的とする「子守学校」と同様の機能をもってはいたものの、独立した乳幼児保護施設としての「託児所」の原型となった点で、特筆すべきであろう。

そして、子守学校と就学奨励託児所の分岐点に、「日本初の常設保育所」として知られる赤沢保育園の前身「守狐扶独幼稚児保護会」があった。同会は1890(明治23)年に赤沢鍾美が設立した私塾、新潟静修学校の付設託児所から出発した。同校は、貧困家庭の子どもを対象に、安い授業料と短い修業年限で、実地に役立つことを教える学校であり、背中に幼い子どもをおぶったり、幼児の手をひいて登校してくる生徒が少なくなかったという。弟や妹を気にしながら授業に身が入らない生徒にきちんと授業を受けさせたい、待っている幼児にも何とか対応してやりたい、という赤沢の思いが、別室での子どもたちの託児につながっていった。

赤沢は、この経緯について「……来ル者、クル者憐レナ者テ終ニ一切ヲ無料トシテ帽子や傘や足履ナド買ヒ与ヘ間食玩具ヲ供シ一室ヲ開放シ妻ノオ仲ヲ主任トシテ保護シ始メタ……」(註15)と述べている。同校で幼児を預かることを聞きつけて、子どもを預けて働かなければならない人々が次々に託児を頼みに来るようになり、学校に関係ない幼児の数が上回るようになった。赤沢夫妻は同校の託児部を独立させ、徐々に保育所としての体裁を整えた。「赤沢保育園」の名称で地域に根ざした同会は、やがて県下で有数の「慈善救済団体」として認められるようになったとされる(註16)。

このような常設託児所を前提に、県が「托(託)児所設置」問題について、初めて調査に乗り出したのは、1919(大正8)年6月であった。同月29日付「新潟新聞」では、社会

問題の一つとして大都市で労働者向けの「托児所」が設置されるようになってきたが、本県でも「此必要を認め」るに至ったこと、物価がますます高踏し「一番下層社会の者」が生活困難に陥っているのに対し、「子弟」を「養育」中の者は「之が為め労働に従事する能はずむなく自宅に在りて教養を為し居るの実状」にあること、ゆえに、これを「救済するの方針に付き目下夫々調査の歩を進めつつあり」などが伝えられている。

特に必要な地域は、新潟市等の「都会地」をはじめ、「海岸地方の漁村」とされた。そこで「托児所」の目的は、「労働者を十分に活動せしめ生活の安定を図らしむるは勿論なるも現在の如く婦女子が児童を背負ふて業務に服するが如きは織き児童をして発育不完全に陥らしむることあり是等将来国民の保健上に於ても重大関係を有すより之等の点よりしても設置の要あり」とされた。すなわち、女性労働者の就労援助と乳幼児の保護という二つの理由から、託児所設置の重要性が強調されたのである。

この調査をもとに、どの程度までの児童を託児所で保護すればよいのかを明確化するとともに、保護の必要な人員を把握し、「比較的貧弱なる町村」については特に「其實績に鑑み」、県が率先して託児所設置を行う方針とされた。だが、「一歳以上五歳位まで」を対象にすると、保母一人につき「五人位」しか担当できないため、設置に際しては経費が多額を要する「次第」との記述が付されている（註17）。

② 社会事業関連団体の組織化と託児事業

新潟県の常設・季節託児所の設置・運営の実質的な推進母体は、県社会課と結びついた社会事業団体であったと考えられる。季節託児所の発達を考察する場合、関係する団体組織は、当初「新潟県慈善協会」として設立された「新潟県社会事業協会」である。

1919（大正8）年7月、新潟県知事渡邊勝三郎を会長とする「新潟県慈善協会」が組織された。同会は、県知事の呼びかけで、県下の慈善団体が、相互の連絡・協力によって「社会上幾多病的現象」の「対策」に力を注ぎ、「社会全体ノ健全ヲ維持」するために発足された協議会であった。同会は、1922（大正11）年4月の第三回総会で、「対策」という消極的姿勢から転じて、団体の相互連絡や「講究」により社会事業の「理想目的を実現せむ」ことと掲げて、「新潟県社会事業協会」と改称された。同会には市長その他の有力者も含まれ、毎年、新潟県社会事業大会を開催するようになった。

第三回総会では、県提出の諮問案「本県に於て急施を要する社会事業」への報告の第二項目として、「託児所を設置し労働者の従業に便せしむると共に子守就学児童をして義務教育を完全に受くるを得しむること」が掲げられた点が注目される（註18）。同協会は、社会事業の一環に「乳幼児保護」「児童保護」という枠組で、託児所事業を明確に位置づけており、またその振興・普及にあたっての諸対策を具体的に担った点で注目される。なかでも季節託児所は、小作争議など農村のもつ矛盾や諸問題を融和・改善し、戦時体制に向け

た労働力増強を支える社会政策の側面をも有するものであった。

(2) 季節託児所の設立

①「農繁期託児所」の開設

大正末期以降、小作争議の激化を背景に、全国各地で農繁期の就労援助を目的とする季節託児所の開設が始まった。県内でも、1925（大正14）年に北蒲原郡中浦村天王季節託児所が開設されたのは契機に、「農繁期託児所」が普及していった。

同託児所は、新潟県随一の大地主市島家十五代の当主市島徳厚の手によるものである。市島は熱心に計画に着手し、県当局・中央社会事業関係者の意見を聞き、単独で経費を負担して同託児所を設立した。彼はこの事業を農民融和対策として重視し、隣保館事業の一部として開始したのだという。翌年、市島は自らが理事を務める県社会事業協会と、民間社会事業団体恩光会との連名で、県内2,800の仏教寺院に対し、「児童愛護と母性の産業能率向上のため」の共同の設置を呼びかけるべく、「簡易託児所設立に関する調査」を実施したという。

この調査の主目的は実施依頼であり、それは、恩光会主宰者富山虎三郎が自ら述べているように、季節託児所の設置を小作争議への融和対策の一環と位置づける発想に基づくものであった。富山はこのような意図から、「比較的有産階級の子女」を「保姆」として雇うべきことにより、「其の人を得ると同時に社会問題の紛糾を緩和し、地方産業の振興を期するを得ましたことは実に大なる幸福であります」と述べている（註19）。

こうした結果、同県内では、1926（大正15）年春季には、計20ヶ所の季節託児所が開設され、発展の土台ができあがった。他方、学校教育でも、大正13年度の「貧困児童就学奨励」の「御下賜金」を基礎に「新潟県児童就学奨励規定」を作成し、学校教育の場から、積極的に子守児童の一掃が図られたという。具体的には、就学奨励のための託児所設置が呼びかけられ、県内各地に係官を派遣し、本格的な取り組みが開始されたのであった。

② 新潟県社会事業協会の季節託児所問題への対応

このような動向を背景として、季節託児所問題は、新潟県社会事業協会の大会でも、中心的課題となっていった。

1927（昭和2）年5月の第二回大会で同協会は、協議事項「農村に必要な社会的施設及び其の普及実施を図る良策如何」の項目の一つとして「児童保護事業」を挙げている。季節託児所については、その他の協議事項のなかで、刈羽郡北篠村千手院住職岡田豊元提出の「四、農繁期託児所設置に関して（イ）受託児童の年齢及人数（ロ）保姆に関する件（ハ）経費支出の方法に就て」、宮平農繁託児所代表者田辺石定提出の「七、期節託児所を最も有効ならしむる設備の具体案如何 八、期節託児所の永続を期する為経費の合理的捻

出法如何」が取り上げられた。

第三回大会になると、「農漁村ニ適切ナル社会事業ノ普及ヲ図ル良法如何」が県からの諮問事項に挙がり、「本会提出」の協議事項として「児童保護事業ノ整備ニ関スル要綱如何」、千手院農繁託児所提出の「託児所事業ヲ普及徹底セシメラレム事ヲ其筋ニ建議スルノ件」が取り上げられている。

第四回大会においては、この千手院農繁託児所の問題提起を受けてか、県からの諮問事項に託児所問題が取り上げられ、以下のような答申が出されている。

諮問事項

託児所ノ設置ヲ容易ナラシムル良法如何

答申

一 設置方法

- 一、世帯数五十以上集団セル地方並人口千人以上ヲ有スル市町村又ハ農会、漁業組合、産業組合、部落農区、寺院其ノ他ノ団体ニ於テ必ス設置スルコト
- 二、常設又ハ季節的ニ子守児童一校二十名以上登校スル学校ニ於テハ託児所ヲ市町村営ニテ通年又ハ季節的ニ設置スルコト

二 経費

- 一、原則トシテ当該団体ノ負担トシテ私設団体ノモノニハ経費二分ノ一ヲ市町村費ヲ以テ補助スルコト
- 二、県ハ相当奨励助長ノ途ヲ講スルコト

三 従事者

- 一、県社会事業協会保母養成所ニ市町村費ヲ以テ保母希望者ヲ物色シテ入所セシメ而シテ其ノ市町村営ヲ以テスル託児所ノ保母ニ義務的ニ従事セシムルコト

四 実行方法

- 一、以上の実行方法トシテ県ハ毎年五月ヲ保育月トナシ活動写真会ヲ以テ託児所ノ設置運動ヲ為スコト
- 二、本県諮問答申ヲ市町村ニ移牒ノ上極力之カ実現ニ付努力サラルルコト
- 三、其ノ筋ニ託児所令ヲ制定セラレムコトヲ建議スルコト其ノ成文ハ協会ニ一任ノコト

以上

同大会ではこの他に、西蒲原郡弥彦村昭和託児所から、「託児所ノ必要ナルコトヲ地方民間ニ徹底的ナル諒解ヲ得ル方法如何」が提出されたが、県の諮問事項と重複していると理由から、討議がうち切られている（註20）。

(3) 「農村更生事業」「戦時厚生事業」としての季節託児所の発展

桜井が「他県との比較表」(表3)を掲げて「新潟県における決戦体制下における農繁期託児所の急増ぶりが如何に目ざましいものであるか」に注目しているように、この時期の同県の季節託児所の発展は、国策の展開を跳躍台としたものであった(註21)。

表3 農繁期託児所設置上位県

年 度	総 数	上 位 五 県
昭和12年	ヶ所 11,447	1.兵 庫 1,009ヶ所 2.愛 知 760 3.山 形 595 4.山 口 590 5.長 崎 520 (30.新潟 152)
昭和19年	ヶ所 50,320	1.熊 本 3,770 (伸び率 20.7倍) 2.兵 庫 3,000 (〃 3.0倍) 3.新 潟 2,600 (〃 17.1倍) 4.埼 玉 2,400 (〃 7.5倍) 5.鹿児島 2,372 (〃 8.8倍)

桜井『現代地域保育制度の研究』38頁より。

昭和初期の経済恐慌のなかで、農民の「自力更生」を目指す農村経済更生運動が展開された。季節託児所は「農村更生事業」の一環に組み込まれ、「農村教化」「隣保親善」の観念と結びついた。さらに1937(昭和12)年の盧溝橋事件以後、季節託児所の設立・運営には、「生産増強」「銃後対策」としての側面が登場した。農村共同化運動のなかで、新潟県内でも、産婆を中心とする保健婦たちが、農村の季節託児所の設立・運営に重要な役割を果たしたのである(註22)。

新潟県内の季節託児所の数は、表3のように昭和13年度以降急増し、1村で8ヶ所設置する地域も生まれた。この時期の「共同保育所」(季節託児所)は、熊本、兵庫に次ぐ、全国三位へと急上昇した。参加戸数77,500余戸は全農家戸数の三分の一に及び、戦後「保育所王国」の基盤となったとされる。

この時期の特色としては、設立・運営主体が、従来の個人立中心から団体(婦人会・農会)立中心へと大きく移行したことが挙げられる。新潟県内では特に、愛国婦人会新潟県支部の貢献がめざましかった。例えば昭和12年度の同支部「事業概況」によれば、「一般社会事業」支出6,312円のうち「幼児保育」が大半の5,600円を占めている。内訳は、通年託児所の支出が3ヶ所で4,500円、残りの1,100円が季節託児所(新設が7ヶ所で320円、既設が36ヶ所で780円)であった(註23)。

託児時間は、午前8時（開所は6時）から午後6時までと長期化し、午睡時間もある長時間保育へと移行していった。12時間程度が標準であった。開所期間も標準1-2ヶ月と長期化した。全体の7割以上の季節託児所が準常設となり、戦争末期にかけて常設に展開していく例も見られたという。この傾向は、就学奨励型託児所・農繁期託児所に共通するものであった。同じ農業県でも、例えば青森県では大半が2週間以内の開設だったことと比較すると、かなり顕著な特色と考えられる。

1941（昭和16）年に出された「農繁季節保育所援助方ニ関スル件」では、「農繁季節保育所設置スル場合ハ支障ナキ限り学校ノ一部ヲ開放シ之ニ協力スルコト、手不足ナル保育所ニ於テハ女教員並女生徒ヲシテ積極的援助ヲナサシメルコト」（註24）とされた。実際、その運営には、愛国婦人会員、女子青年団員、女学校生徒、小学校の女性教員などが動員されている。

4 戦時期の新潟県における季節託児所保育の実際

戦時期において、新潟県の季節託児所の設置・運営およびそこでの保育活動は、どのように展開されたのだろうか。

その一端を知るために、同県中蒲原郡金津村（現新津市）の金津村愛国婦人会第一季節託児所、および同所主任保母根岸まつえ（文献によってはマツエと表記される）を取り上げる。史料として、根岸が1941（昭和16）年に書いた『実践季節保育所』（山雅房）を手がかりとしたい。

『実践季節託児所』（復刻版）所収の田辺敦子の「解説」によれば、根岸個人の半生と金津村の季節託児所への関わりの経緯は、以下のものであった（註25）。

根岸草笛は、1908（明治41）年に新潟県高田市に生まれた根岸（旧姓水野、執筆当時は結婚によって改姓）まつえのペンネームである。父水野与三衛門は、高田師範学校の第一回生で、卒業後は同附属小学校の教諭となった。母水野ヤスエは、長岡師範学校を卒業し、高田市の小学校の教諭を定年まで勤め、その後同市の保育園の主任保母として働いたという。また五人姉妹のうち三人が、教育者の道を選んでいった。

根岸は、東京女子高等師範学校への入学を志して上京したが、志を果たせず、工場の寮の主任などをしていた。この時期に肋膜炎を患い、その後結婚し子を得たが、子ども、夫を続けて失った。1930（昭和5）年に、東京都品川区大井町にあった昭和保母養成所を卒業し、新潟県中蒲原郡金津村の「金津村愛国婦人会第一季節託児所」（以下、金津村託児所と略す）に主任保母として赴任した。根岸は金津村での仕事を、1943（昭和18）年まで10年間続け、その後は高田市立北本町保育園の主任保母をしていた母の後を継ぐため、金津村託児所を退いたとされる。実際に同保育園に赴任したのは、1947（昭和22）年であり、彼女はその間に新潟県高田中央病院保健婦養成所を卒業し、翌年、看護婦・保健婦の免状を

取得している。

1953（昭和28）年、根岸は長野県が諏訪に保育専門学院を設立するにあたり、「知事自らの御懇請で手厚く迎えられ」院長に就任した。同学院で『愛と自由と信頼』を精神的風土の基盤とする教育を行った後、彼女は同学院を1966（昭和41）年に退職した。金津村時代からすでに講演依頼が多かった根岸は、全国各地から講師として招聘され、日本保育学会、新潟県児童福祉審議会などで役職に就き、多忙な生活を送っている。また60歳で、師であり仕事上の支援者であった児童心理学者山下俊郎と結婚し、今日に至るとされる。

このような半生をたどった根岸が『実践季節託児所』を執筆する契機となった金津村託児所での仕事は、彼女の母の教員時代の友人であった愛国婦人会主事が、金津村役場の社会係に話を持ちかけることから始まった。「保母はこちらで用意するから」との条件で、根岸を迎えることになったという（註26）。

愛国婦人会とは、1901（明治34）年に奥村五百子が設立した軍事援護団体である。設立当初は軍人遺家族の援護活動を主な事業としていたが、大正期以降、農村を中心とする社会事業を拡大している。1934（昭和9）年の調査によると、愛国婦人会による農繁期託児所は、全国で2500ヶ所余りに及んだとされる。

根岸も「序」で触れている通り、新潟県では、県社会課が同会新潟支部と提携し、金津村託児所主任保母の根岸に委嘱して季節託児所保母の養成講習を行っていた。そのテキストとしてまとめられた本書の冒頭には、愛国婦人会会長水野万寿子自らの手による次のような「序」が、掲載されている。

全国に於ける保育所の数は今や常設、季節を合せ総数二万数千に達し、その保育児童数は九拾万に上つてゐるとのことです。母親に代つて、恵まれない子等の為、奉仕される保母さんたち数も数万に上ることとせう。

私共は、保育事業今日の発展の陰に、かうした数多のうら若い青春の女性が、この貴いしかも酬はれることの甚だ薄い仕事に捧げられて来たことを忘れてはなるまいと思ひます。

本書は、雪深き越後の一農村の保母として、燃ゆるやうな保育報国の至情を胸に抱き「保育の一等兵」たることを以て自ら任じ、且つ之を誇りとして、半生を捧げて来られた著者の、多年に亘る体験と研鑽との結晶であり、いはゞ保母としての体験記録ともいふべきものです。

今や、人的資源確保の観点から、保育所の普及と並んで、その内容の進歩向上といふことが真剣に考へられなければならない時、本書は此の点においても多くの示唆を含んでゐるやうに思はれます。

昭和十六年十一月

愛国婦人会長 水野万寿子（註27）

一支部の事業に関わる出版物に対し、全国組織の会長が「序」を書くということの意味をどのように捉えるか自体、検討課題になり得るだろう。だが、少なくとも、この時期、「人的資源確保」の文脈において、国策としての季節託児所事業の意義を、同婦人会が前向きに受け止めていた点、季節託児所(「保育所」)の「内容の進歩向上」を通じて、保育という「貴いしかも酬われることの甚だ薄い仕事」に正当な評価をする必要があると捉えていた点は、ともに注目すべきと考える。

『実践季節保育所』執筆の直接的動機について、根岸は「序」で次のように述べている。

……例年県社会課や愛婦新潟支部の囑託を受けまして、養成講習をさせて頂いて居ります若い保母さんたちに適当なテキストがございませんので困つて居りましたが、その若い保母さんたちに、越後と云ふ此の土地の特殊的事情を沢山に持つてゐる郷土に即した農村保育の真の姿を知って頂くと同時に、零下何十度といふ朔北の広野に、また遮る日陰一つ無き灼熱の南支の海上で、空前絶後の激しい訓練に耐えながら日夜重い任務に奮闘して祖国を護つてゐて下さる所の、皇軍の尊い勇士の方々の愛児を、私達の手で一人でも余計確りと護らせて頂きたいと云ふ念が、不束な我が身を省る羞しさをも打ち忘れさせ、ペンを執らせて呉れたのでございます。要するに望みの一つは兎に角至らぬながらも主任保母として春秋二期一ヶ月づつ位の保育所の責任を持たれると共に、閉所後も保育指導員として乳幼児愛育思想の普及に務められるやうにと希つて資料を作りました。尚常設保育所の保母さんが御覧になつても十分見応へがお有りになることと存じます。(註28)

文中の表現のように、本書は「郷土に即した農村保育の真の姿」を示そうとしたものであり、また、その内容の「すべては私達の園で実験済みのものばかりでございます」(註29)とも述べられている。本書は、『日本社会事業年鑑 昭和十八年版』で、厚生事業文献の選奨として「昭和十六年一月より十二月に至る斯業関係文献につき審議委員会の審査を経て」決定された三篇の一つに選ばれ、「昭和十七年十月十日令旨奉載記念式典席上に於て選奨を挙行し表彰並びに記念品を授与」されたと紹介されている(註30)。

この意味で『実践季節保育所』は、単なる一県の季節託児所の保母養成講習用のテキストに留まらない、戦時期の社会情勢を反映した史料価値のある文献とも、みなすことができる。本書は六編構成であり、その内容は、Ⅰ「農繁季節保育所」の趣旨や保母の心構えに関わる部分(第一編・第二編)、Ⅱ「農繁季節保育所」の経営に関わる部分(第三編)、Ⅲ「保育の実際」や「保育案」に関わる部分(第四編・第五編)、Ⅳ閉所後の家庭指導に関わる部分(第六編)に分けられる。

保母養成のテキストであることを考慮してか、季節託児所の位置づけや意義でなく、「第一編 季節保育所の保母に求むるもの」から始まっている点が、本書の大きな特色である。そして、「第二編 農繁季節保育所の使命」が次に続いている。

根岸は、季節託児所保母に何を求めたのだろうか。

彼女はまず、「農繁季節保育所」の設立にあたり、農村の生産力の維持増進のため、「農繁期の婦人労働の足手纏ひになる幼児を親たちに代って保育する保育所」を「人も施設も最小限度の条件で、兎に角いかなる保育所でもよいから無きに優る」という態度で「ドシドシ創設していく」方法と、「農村隣保事業の根基たるべし」という自覚のもとに、あらゆる方面に「基礎と確信を築いてから常設的なるものにまで、発展を目指して出発する」方法を示している。進んだ近代的な社会事業施設としての農繁季節託児所を示唆する後者が理想であるが、「非常時下」では、この「数と質との調節」が、問題であるとする。

そこで、根岸は、この「数と質との調節」の鍵として、「直接聖務遂行の任に当る保母その人達」に「望みを懸け」たのである。彼女は、「今日の保育所は唱歌や、遊技や、手技のやり方を大体覚えたとか簡単に衛生的方面の指導が行き届いた」とかは言われるが、「まだ乳幼児の保育とか、母性の教化といふ方面については、農繁保育所の保母には期待出来ません」と断言している。

彼女は、保母講習会の「保育項目即幼児教育」という「誤まった観念」を持つ保母が多いと憂い、「保母の教養」を「是非必要」と重視した。具体的には、「農繁季節保育所」の保母に「もっと強く求めたいもの」として、社会事業に対する認識と保育の本義、児童心理学、保健衛生、栄養上の知識を挙げている。そして、このすべてを貫くものが、「子供達と祖国日本に対する強き愛情と真実」であるとした。すなわち、「社会事業家としての信念」と「幼児教育者としての精神と知識知能の裏付け」があって初めて「一人前の良き保母としての資格を具えたことになる」と結論づけている。

とはいえ、保母をめぐる戦時下の現実の厳しさを考慮すれば、保母に求められるものは多すぎる。そこで、根岸は、保母となる女性の知識・技能・経験の乏しさをカバーする論理として、「保母魂」を掲げた精神主義を説いた。唯一の「良き保母となり得る近道」として、「日本のお国の保母としての『保母魂』それを生かしていくこと」を挙げたのである。この「保母魂」について根岸は、「この日の本にも女性は多く、ただ今は各々が皆その持場々々で働いて、共々にお国の為に尽くしては居りますが、既に別な職業に就かれてゐたり、家庭の事情やその他に妨げられて、保母として立ち得る方は僅かなのに、私たちは幸ひに選ばれて、直接お国のために働かせていただける、皇国の勇士の母子を護らせて頂ける；さうした幸ひを獲ち得た、その大和魂を保母魂として生かし得る機会を恵まれたと考へますと、私たち自身はその幸せさ、勿体なさに感涙されて参ります。そして自分を捨て、やりさへすれば良き保母に必ずなれるといふ自信が生れて参ります。」と説明してい

る。

このような「保母魂」をもって「私たち保母自身の一人一人の魂が即ちとりも直さず、愛する子供達の為の常設保育所であり、お国のための隣保館である」という位の「意気込み」で保育に取り組むことによって、保育所や隣保館の施設や組織が無くとも、「藁箆の上に、三人五人の子供を集めて始める」ような「緊急の措置」においても、保育が成立するものと考えられたのである（註31）。

小括に代えて

本稿では、農村季節託児所の全国的な発達経緯と、新潟県における取り組みの動向について、先行研究と入手し得た史料をもとに、概観してきた。そこでは、季節託児所が、「乳幼児・児童保護」の側面のみならず、子守児童の就学奨励、小作争議対策（融和対策）を含む「農村教化」「隣保親善」、「母性の産学能率向上」、「農村共同化運動」に顕著な「生産増強」「銃後対策」、「保護者の労働のため保育に欠ける乳幼児」への「保護・育成・福祉増進」など、時代状況の変化に即応して、政策上の様々な期待を担って発達してきたことが明らかになった。（本文では言及しなかったが、戦時期の産業組合中央会などの議論では、「婦人労務者保護」という目的も挙げられていた）。

もちろん、史料的な制約はあるものの、このような変遷のプロセスを、農村で生活する人々にとっての、季節託児所のもつ意味や位置づけの変化、「子どもを預ける」ことへの意識や態度の変容、などの観点からも、改めて捉え直してみる必要があるように思われる。

また、以上のような変遷の経緯を反映して、季節託児所をめぐるには、行政関係者以外に、実に多様な機関・組織や個人が発言し実際的な関与をしてきたことが、文献探索や史料収集を続ける中で、明らかになってきた。

戦前の全国的動向をめぐるには、例えば、本文にも登場した中央社会事業協会のほか、産業組合中央会、大日本仏教会などの宗教関係団体、愛国婦人会などの婦人団体、大日本青少年団女子部（および前身の大日本連合女子青年団）、個人では、戦前・戦後を通じて幼児教育の第一人者として活躍した倉橋惣三、戦時期に季節託児所関係の著書をいくつも刊行している川崎大治、そして本論で言及した根岸まつえなどである。

新潟県の地域レベルでは目下、戦前・戦後の新潟県社会事業協会と県内の諸機関・組織・個人との関わりの見取り図を作成中であるが、特に仏教関係団体と愛国婦人会の動向が、その地域的展開における大きな鍵となっているように推測される。

今後、以上のような諸要素を、農村の実態と対応させながら詳細に明らかにしつつ、季節託児所の発達が、子育ての社会的基盤としての地域形成にどのような意味をもったのか、（あるいはもたなかったのか、もしそうならば、それは何故か）、また、そこにおいて、地域における子育て意識や子育てサポートのメカニズムは、どのようなものであったのか、

という研究課題に、さらにアプローチしていきたい。

註

- 1 「母性神話」とは「女性は誰でも常に、自分の子どものために自己犠牲的に尽くし、それを何よりも喜びとする『母性本能』を生得的にもっている」という言説や考え方、「3才児神話」は、「子どもは3歳までは、何をおいても母親が自分の手で育てるべきであり、『他人』の手に預けるなど論外である」という言説や考え方である。近年、両者が「神話」として扱われることが多いのは、「通説」として横行する言説のわりに、これらを正確に裏付ける科学的根拠が極度に乏しいこと、関連する研究も男性研究者のジェンダー・バイアス（社会的・文化的性別を前提とする先入観や偏見・予見）が反映したものが多く、これらの言説が、あらゆる子どもと女性の置かれた客観的状況や個人的事情、個人差などを捨象して、無原則に用いられていること、などが問題視されてきたためである。現代の子育て期の女性たちの中には、このような言説を前提とする周囲の人々からのプレッシャーに加え、自らに内面化されたこれらの言説と現実の自分の姿とのギャップに悩み、苦しむ人々が少なくない。以上の知見については、大日向雅美『母性の研究』（川島書店、1988年）、柏木恵子・高橋恵子編著『発達心理学とフェミニズム』（ミネルヴァ書房、1995年）などを参照。
- 2 「子育て広場0123吉祥寺」とは、東京都武蔵野市が設立した「地域子育て支援」施設である。独立した二階建ての建物で、登録・予約は無用、無料で親子が利用できる。現市長を理事長とする武蔵野市子ども協会が運営を担当し、ひろば事業、つどい事業、まつり事業、相談事業、情報提供事業を実施している。柏木恵子・森下久美子編著『子育て広場武蔵野市立0123吉祥寺』（ミネルヴァ書房、1997年）参照。
- 3 桜井慶一『現代地域保育制度の研究—現状と課題—』相川書房、1989年、41頁。
- 4 同前書、29頁。なお、「母性の産業能率向上」について、桜井は具体的には言及していない。
- 5 日本保育学会編『日本幼児保育史 第四巻』、フレーベル館、1971年、34-36頁。
- 6 「季節保育所施設標準」『季節保育所施設標準』財団法人中央社会事業協会社会事業研究所編集・発行、1932年7月、1-4頁。なお、同「施設標準」および「実施参考」は、新潟県社会事業協会の機関誌『越佐社会事業』第6巻7号に、ほぼ原文のままで、転載されている。
- 7 浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』、青木書店、1981年、56頁。ここでの「農民の育児観」「農民の生活」の実態、および季節託児所の実際とのずれや問題点などについては、今後、具体的に考察・検討する必要があると考える。
- 8 渡邊洋子「研究ノート 1930年代後期の農村季節託児所における保健婦の役割—川島瓢太郎『農村保健婦』（山雅房発行、1942年9月）を手がかりに—」『暁星論叢』第41号、1997年12月、21-35頁を参照。
- 9 「序」大日本青少年団本部編『農村にひらく花—女子青年奉仕記録—』、日本青年館、1942年

- 8月, 1頁。なお, 同書については, 今後, 詳しく検討する予定である。
- 10 『保育の歴史』, 118頁。
 - 11 同, 107-108頁。宍戸健夫は, この「愛育村」を含む, 当時の「旧来の農村生活を改革し, 新しい共同体を作り上げようとする共同事業」について, 「すすんだ面があったにもかかわらず, 本質的には体制の危機に直面し, なんとかそれを維持し推進しようとするもので, 民衆のものをめざしながら, 民衆のものになり得ない大きな矛盾をはらんでいた」と指摘している。
『日本幼児保育史 第五巻』, 197頁。
 - 12 『日本幼児保育史 第六巻』, 198-199頁。
 - 13 『保育の歴史』, 264頁。
 - 14 桜井前掲書, 24頁の表(1)より。
 - 15 朝原梅一『幼稚園託児所保育の実際』, 71頁。同前書, 17頁より重引。
 - 16 山崎和美「保育の灯をともして 赤沢保育園赤沢ナカ」新潟女性史クラブ著『雪華の刻をきざむ 新潟近代の女たち』, 1989年, ユック舎, 11-34頁。
 - 17 以上, 『新潟県史 資料編16』, 1985年, 141-142頁。
 - 18 1919年4月23日付「高田日報」。以上, 同前書, 142-146頁。
 - 19 富山虎三郎「私の経営事史」『自治』1934年6月号, 14-15頁, 桜井前掲書26頁より重引。
 - 20 『新潟県史 資料編16』, 334-339頁。
 - 21 桜井同前書, 37-38頁。
 - 22 渡邊「研究ノート」参照。
 - 23 西蒲原郡吉田町同町役場所蔵, 旧粟生津村役場文書「昭和十年愛国婦人会」より。『新潟県史 資料編16』, 774-775頁。
 - 24 桜井前掲書, 38頁。
 - 25 根岸草笛『実践季節保育所』(山雅房, 1941年)の復刻版は, 『近代婦人問題名著選集 社会問題編 第四巻』(五味百合子監修)として刊行されている。
 - 26 当時の金津村役場社会係石山彦二郎談。以上の経緯は, 田辺敦子「解説」(同前書の巻末に所収)による。
 - 27 水野万寿子「序」, 同書冒頭。
 - 28 根岸「序」, 同, 3-4頁。新潟県内の季節託児所事業への根岸の貢献度は, 『越佐社会事業』に, 季節保育所保育の実際や, 倉橋惣三が幼稚園を念頭に考案した「系統的保育案」を, 根岸自身が「農繁期託児所」用に改訂して掲載していることなどからも示唆される。
 - 29 同, 5頁。
 - 30 田辺「解説」。
 - 31 同, 51-54頁。なお, 本書で展開された「実践季節保育所」の経営方法, 保育形態や一日の活動, 保育案を含む保育内容, 「家庭指導」などについての具体的考察は, 稿を改めたい。